

V 今後の人権行政のあり方

1 目標達成プログラムの策定

指針で明示された課題を具現化するために、それぞれの課題ごとに具体的な達成すべき目標等を取り入れた、より実効性のある目標達成プログラムの策定を進めます。

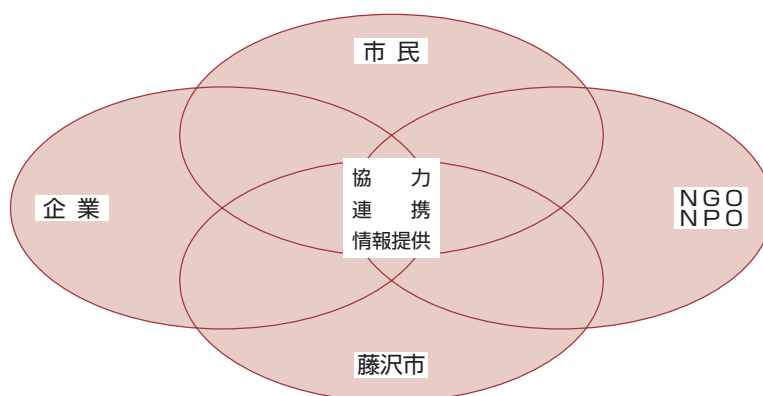
2 人権行政の点検とチェック機能

- あらゆる施策について指針をもとに自己点検・見直しを行います。
- 今後、策定する各種基本計画・実施計画等には、人権尊重の視点を取り入れます。
- 施策の進捗状況について、「ふじさわ人権協議会」など市民参加を得た外部の機関に諮り、その改善を図ります。

3 市民との協働

多様な形態で生ずる人権問題に対しては、迅速で専門的かつ柔軟な対応が必要とされます。そのためには、公的機関の対応だけではなく、NPO、企業、市民など多様な人々との連携・協力が不可欠です。行政施策の企画・立案から推進まで、さまざまな主体が参画し、それぞれの特色を生かしながら社会全体で人権問題に取り組めるような仕組みづくりの検討を進めます。

また、市の人権施策や啓発活動等を継続して推進、調査、検討する核となる機関として、「ふじさわ人権協議会」を設置し、多様な主体が気軽に参加でき、協働して各種施策に取り組めるような方策を検討します。



4 「(仮称) 人権総合センター」 設置の研究

市民からの相談が多様化するとともに、さまざまな領域が重複する相談が増えており、これまでの分野別窓口のみでは対処できなくなっています。また、DV や児童虐待、高齢者虐待等の緊急性・専門性を要するものなど、単なる相談だけにとどまらない積極的な支援が求められています。一時保護施設や研修施設、人権関係情報の収集・提供・分析・研究をする機能を備え、多岐にわたる人権施策を統合し、総合的に進めていくための拠点となる「(仮称) 人権総合センター」の設置について研究します。

5 人権基本条例の検討

総合的、複合的に、そして市民と協働しながら人権行政を推進していくためには、人権基本条例の制定が重要です。人権尊重の基本姿勢、行政の役割と責務、市民の責務と権利などを明確にした人権基本条例について検討します。